

「取引所株価指数証拠金取引に関する約款」の一部改正について

下線部変更
(平成25年12月2日)

現 行	変 更 後
第1条～第18条 (省 略) (新 設)	第1条～第18条 (現行どおり) 第19条 (両建て) <u>お客様の有効証拠金額が1,000円未満で、建玉を両建てにて保有し、入金および取引の無い状態が、6ヶ月以上継続した場合、当社が任意に当該建玉を建玉整理により、強制決済が出来るものとする。</u>
第19条～第20条 (省 略)	第20条～第21条 (現行どおり)
第21条 (取引の制限等) (省 略) (新 設)	第22条 (取引の制限等) (現行どおり) <u>2 取引経験、資産状況に照らして過大な取引と判断した場合は、顧客に連絡のうえ、新規建玉を制限する場合があります。</u>
第22条～第25条 (省 略)	第23条～第26条 (現行どおり)
第26条 (免責事項) (省 略) (1)～(3) (省 略) (4) 当社が本規定第15条又は第21条の規定により注文を執行しなかった場合。 (5)～(13) (省 略) 2～5 (省 略)	第27条 (免責事項) (現行どおり) (1)～(3) (現行どおり) (4) 当社が本規定第15条又は第22条の規定により注文を執行しなかった場合。 (5)～(13) (現行どおり) 2～5 (現行どおり)
第27条 (省 略)	第28条 (現行どおり)
第28条 (期限の利益を喪失した場合における決済) 第27条第1項各号のいずれかの事由が生じた場合、当社は、事前にお客様に通知することなく、お客様の計算で任意に、お客様の本取引に係る全ての未決済建玉を決済することができるものとします。 2～5 (省 略)	第29条 (期限の利益を喪失した場合における決済) 第28条第1項各号のいずれかの事由が生じた場合、当社は、事前にお客様に通知することなく、お客様の計算で任意に、お客様の本取引に係る全ての未決済建玉を決済することができるものとします。 2～5 (現行どおり)
第29条 (省 略)	第30条 (省 略)
第30条 (解 約)	第31条 (解 約)

(省 略)

2 お客様が、次の各号のいずれかに該当する場合、第5条第4項第2号に該当した場合、第25条の規定に違反した場合または第27条第1項および第2項各号のいずれかに該当した場合には、当社は、お客様に解約の通知をすることにより、ただちに本規定を解約できるものとします。

(1)～(8) (省 略)

(9) お客様が、第31条に定める本規定の変更に同意しない場合。

3～6 (省 略)

第31条～第36条 (省 略)

附則

本規定は、平成24年12月3日より施行する。

(現行どおり)

2 お客様が、次の各号のいずれかに該当する場合、第5条第4項第2号に該当した場合、第26条の規定に違反した場合または第28条第1項および第2項各号のいずれかに該当した場合には、当社は、お客様に解約の通知をすることにより、ただちに本規定を解約できるものとします。

(1)～(8) (現行どおり)

(9) お客様が、第32条に定める本規定の変更に同意しない場合。

3～6 (現行どおり)

第32条～第37条 (現行どおり)

附則

本規定は、平成25年12月2日より施行する。